

ベル・エポックのフランスにおけるブルジョワ女性 ——結婚と離婚について——

松田祐子

はじめに

普仏戦争の敗北とパリ・コミューンの混乱の後に生まれた第三共和政は、1890年ごろには、長く続いた不況を脱し、経済成長に後押しされた政治的安定性を取戻していた。飛躍的な工業化の恩恵を受けた人びとの生活水準は向上し、都市、特にパリには電灯がともり、自動車が走り始める。演劇やスポーツ競技が盛んにおこなわれ、大量消費時代の始まりを告げたデパートには品物があふれていた。第一次大戦後、フランスは勝利したとはいえ、多くの人命を失い、心身ともに負傷した。人びとは戦後の困難な時代から戦前の繁栄をなつかしんで、ベル・エポックと呼んだのである。

この時代には、女性たちにとっても「フェミニズムのベル・エポック⁽¹⁾」と呼ばれるような様々な飛躍が見られた。高等教育に進む道が開かれ、これまで女性には閉ざされていた職業——弁護士、医者、科学者、作家、画家など——で活躍する女性たちが出現する。法律的には民事上の諸権利を獲得し、民法上・刑法上の差別的ないくつかの条項が改正された。このような社会状況を背景として、家事指南書や作法書、小説、新聞、女性雑誌、学術雑誌、議会での討論に至るまでのさまざまな媒体上で、女性について多くのことが語られている。それらの最初のターゲットはブルジョワ女性である。模範となるのはブルジョワ女性であり、労働者階級女性はブルジョワのモデルを模倣して後に続く。

ベル・エポックのブルジョワ階級とは、マルクス主義理論のいうプロレタリアートとの対立に還元されるものではない。ベル・エポックのブルジョワ階級は、生産構造のなかの位置によっ

(1) Laurence Klejman & Florence Rochefort, *L'Égalité en Marche Le féminisme sous la Troisième République*, Presse de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1989, pp. 115-149 ; Maire Cross, "1890-1914: A 'Belle Epoque' for Feminism?", Diana Holmes and Carrie Tarr (ed.), *A 'Belle Epoque'? Women in French Society and Culture 1890-1914*, Berghahn Books, 2006, pp. 23-36.

てではなく、メンバーの意識によって存在していた。ブルジョワ階級意識、価値システム、生活スタイルがブルジョワ社会を成立させていた。この時代の大衆とブルジョワを識別するのは目にみえる、あるいは知覚できる記号システムにある。この記号システムは、とりわけ性別による根本的な違いにおかれていた。例えば、衣服においては、男は黒い服装、固いカラー、地味なネクタイ、ジレ、帽子を着て、重要性と責任、正しい習慣と威厳を示さなければならない。女はエレガントに装うことによって、良い趣味を示さなければならない。気に入られ、愛され、囲われる存在である。教育においても、男子と女子の教育内容は異なる。男子リセでは大学入学資格試験の準備教育がされ、女子リセでは家の管理と夫やその客と会話ができるための教育がなされた。また女子のみに細かく規格化された礼儀作法が求められ、テーブルマナー、婚約の儀式、結婚の作法、訪問の仕方などのマニュアル本が数多く書かれている。性教育の面では、女子は「うぶなお嬢さん」であり、処女であることが求められ、男子は「若気のあやまち」で前もって大人になる権利を持っていた。また、男が働き、女は家を統治し、子供たちを教育し、客を迎える役割を担っていた⁽²⁾。リサ・ティエルステンは、19世紀末のブルジョワが階級の境界を示す指標としたのは「美的センスと趣味のよさ」であるとするが⁽³⁾、それを示す役割を担っていたのは女性たちである。大・中・小の全てのブルジョワ家族が暮らし向きの良し悪しにかかわらず、労働者とは違うブルジョワという上層階級に属していると考えており、男と女の外観の違い、性別役割に基づく生活と慣習の規範によってそれを示していた。したがって性による区分からはずれること、例えば女性が職業をもつことは、階層からの脱落とみなされた。ブルジョワ女性は結婚によってアイデンティティを得る事ができ、その存在は結婚によって正当化された⁽⁴⁾。つまり女性たちが個人として生き、男性と同じ権利を得、同じ活動をすることは、ブルジョワ女性自身のよってたつ基盤をゆるがすことにもなり、ブルジョワ社会崩壊につながる危険性があると考えられていたのである。

本稿は、ブルジョワ女性にとって最大の関心事であった結婚に焦点をあてることによって、彼女たちの生活と意識の一端を明らかにする試みである。社会における結婚と離婚についての議論は、復古王政以来禁止されていた離婚を復活させた1884年のナケ法成立前後から急増している。離婚に関する諸法律成立にあたっての議会での論争の争点は、結婚は解消できないものとするカトリックと、結婚は契約であるとする共和主義者の、結婚概念の違いにあった。ナケ法は、教会から切り離され、世俗のものとなった共和国の家族は、平等と自由という価値にもとづく個人の幸福を提供する場でなければならない、結婚は利害関係よりも恋愛と愛情にもとづくことが第一に優先されなければならない、とする共和主義者の勝利である。しかし「相互の同意による離婚」は、無分別な離婚の件数を増加させ、家族と結婚の破壊を招く怪物のよ

(2) Michel Winock, *La Belle époque. La France de 1900 à 1914*, Perrin, 2002, pp. 108-109, 123-126.

(3) Lisa Tiersten, *Marianne in the Market*, University of California Press, 2003.

(4) Anne Martin Fugier, *La bourgeoisie: femme au temps de Paul Bourget*, Grasset & Fasquelle, 1983, p. 14.

うに思われ否定された。⁽⁵⁾

議会での論争に呼応して、社会全体でも「結婚と離婚」についての議論がまきおこった。劇場が民法典をめぐる論争の最も重要な場となり、劇作家たちは法制度と結びついた不正義をドラマ化した。ナケ法をめぐる議論は、共和主義者と君主主義者間の論争、保守的な男性とフェミニスト女性の間の闘争であるだけでなく、私生活における国家の役割、フランス国民の定義と個人の平等な権利をめぐる議論にひろがった。「相互の同意による離婚」をめぐる意見の相違は、「二つのフランス」、すなわち一方は伝統的、宗教的、権威主義的フランス、他方は革命的、世俗的、平等主義的フランスの闘争とみられていた。しかし勝者となったのは、両性にとって非宗教であったとしても、男性にとってのみ革命的、平等主義的、個人的なフランスであった。⁽⁶⁾

これらの議会での論争や劇作家たちの意見は、ブルジョワ女性たちの意識や行動に影響を与え、彼女たち自身の間でも結婚概念の検討がはじまった。19世紀最後の20年間を「世紀末」と呼ぶ歴史家たちは、「ベル・エポック」と重なるこの時期を「危機」の時代と位置づける。彼らは、人口減少、労働不安、政治スキャンダル、性犯罪などを強調して、ブルジョワの自由主義的社会の衰退が1880年代からはじまり、第一次大戦の期間中に完全に崩壊したと考える。メアリー・ルイーズ・ロバーツは、この時代のジャーナリズムや劇場で活躍した女性を典型とする「新しい女」と呼ばれた女性たちが、ジェンダー規範にもとづく社会の土台、すなわち公と私領域区分、財産の保持、職業、名誉、価値などの崩壊をめざしており、その意味において、ブルジョワ自由主義の理想社会が彼女たちの挑戦を受けたと指摘している。⁽⁸⁾

たしかに、第一次大戦中には、前線に赴いた男性に代わって、女性たちはあらゆる職業に従事した。このことはジェンダー規範に基づくブルジョワ社会崩壊の兆候に見えるかもしれない。しかし、戦争が終わり、男性が社会に帰ってくると、大多数の女性たちは再び家庭内の役割に戻っていったのである。つまり、政治的な意味において、自由主義的世界が崩壊の過程にあったとしても、性別による区分を守るという意味において、ブルジョワ社会は崩壊しなかったといえるのではないだろうか。「新しい女」の出現は、大きなインパクトを与え、毎日のようにその影響が論じられていた。しかし、大多数のブルジョワ女性は「新しい女」ではないばかりか、「新しい女」を拒否してさえいた。結局、社会の枠組みに対して大きく作用するのは、「新しい女」のようなセンセーショナルではあるが特殊な存在ではなく、一般的な女性の意識や行動である。本稿では、ブルジョワ女性の意識や行動がブルジョワ社会崩壊を押し留める方向に傾いていたこと、つまり彼女たち自身がジェンダー秩序を温存することによって、ブルジョワ

(5) 「相互の同意による離婚」は1975年まで認められなかった。Véronique Antomarch, *Politique et famille sous la III^e République 1870-1914*, L'Harmattan, 2000, pp. 9-12, 27-50.

(6) Jean Elisabeth Pederson, *Legislating The French Family. Feminism, Theater, and Republican Politics, 1870-1920*, Rutgers University Press, 2003, pp. 1-102.

(7) Eugen Weber, *France. Fin de Siècle*, Harvard University Press, 1986, p. 2.

(8) Mary Louise Roberts, *Disruptive Acts. The New Woman in Fin-de-Siècle France*, The University of Chicago Press, 2002, pp. 107-130.

社会を守ったことを論証したい。

具体的には、『イリュストラシオン (*L'Illustration*, 1843-1944)』と『フェミナ (*Femina*, 1901-1914)』に掲載された、結婚に関するアンケートや論説記事をもとに、ブルジョワ女性たちの結婚に対する意識、またその意味の変化を検討する。雑誌の記事に加えて、補足史料として、作法書、結婚マニュアル、戯曲なども参照した。『イリュストラシオン』紙は、1842年にイギリスで創刊された『イラストレイテッド ロンドン ニュース』を真似て1843年にできた週刊誌である。1870年からは政治的には共和主義となる。四つ折り16-24ページで、発行部数は1890年には47,000部、1907年には92,000部であった。読者層は上流社会のエリートであり、豊富なイラストと写真を掲載している⁽⁹⁾。『フェミナ』は1901年2月1日創刊の隔週刊誌である。八つ折り24ページで、価格は50サンチームの豪華な雑誌である。豊富なイラストに加えて、女性誌として初めて写真を使用し、自らを『ルヴュ』と呼び、高級紙と位置づけている。読者層は、中・上層のブルジョワ女性である。発刊の言葉には「真のフランス女性、エレガンス、良い趣味、優雅さというすばらしい伝統のなかで健全に育ったフランス女性のためのもの」と書かれている。また、女性の活躍を応援するという意味では、フェミニストの立場とも共通する。発行部数は約130,000部。アンケートを多用し、当時のブルジョワ女性の意識を最もよく反映している雑誌であると評価されている⁽¹⁰⁾。

1 ブルジョワの結婚——規範

一般的に、19世紀後半のブルジョワの結婚は、同一の階層に属していること、十分な持参金があること、政治的、宗教的の所属が同じであることが前提であった。結婚とは何よりも経済上の事柄であり、結婚相手に求められる第一のものは、持参金、財産、年収、経済状態、土地、遺産であり、愛情や幸福は犠牲にされた。とりわけ、二つの財産の結合によって社会的上昇をめざすプチ・ブルジョワ層は、持参金付の女性との結婚を求めた。結婚にいたる道筋はおおむね次のように規格化されている。まず、結婚相手を探すために催される「白い舞踏会」で娘は社交界にデビューする。あるいは舞踏会以外の出会いの場として、親族、友人、専門の仲人などを動員して情報を集め、紹介の場が設定される。母親や付添い人の監視下での出会いの後、男性が娘に申し込み、贈り物をし、第三者をまじえての数度のデートを経て婚約する。婚約期間は約2ヶ月である。契約書の署名の翌日か翌々日に、市役所と教会での結婚式がおこなわれ、新郎新婦は新婚旅行に出発する。世紀末には結婚相談所ができ、結婚情報紙が出版されている⁽¹¹⁾。平均的結婚年齢は男性が25歳から30歳の間であり、女性はそれより5歳から10歳

(9) Gilles Feyel, *La Presse en France des Origines à 1944: Histoire politique et matérielle*, Ellipses, 1999, pp. 116-117.

(10) 松田祐子「19世紀末から20世紀初頭のフランスにおける新聞・雑誌が描く女性像」日仏女性史料センター編『女性空間』22号、2005年、41-43頁。

(11) Michel Winock, *op.cit.*, pp. 127, 157; Yannick Ripa, *Les femmes, actrices de l'Histoire France, 1789-1945*, Sedes, 1999, pp. 45-46; Anne Martin Fugier, *op.cit.*, pp. 43-75.

年下がよいとされた。⁽¹²⁾

同時代の観察者が「フランスの家族の結婚は複雑な商談だった⁽¹³⁾」と見ていたように、結婚は、ふたつの財産をどのようにして維持し、増加させるかが吟味され、予測され、取り決められた後に、決定された。自分たちの階層にふさわしい生活をするために必要な財産があること、加えて少しの余裕があることが条件である。従って、結婚において最も重要視されたのは結婚契約である。法律上の結婚は市町村長の結婚証書受理によって成立するが、結婚証書は人間同士を夫婦として結びつけるものであり、財産についての取り決めが結婚契約である。結婚契約の場合は儀式化され、世紀が終わりに近づくほど重要性を増していった。契約書の署名の夜には盛大な舞踏会がひらかれ、1900年ごろには花嫁の2番目のダンスの相手が公証人に与えられることが流行した。⁽¹⁴⁾ 1884年に女性作家 GYP によって書かれた戯曲『結婚をめぐる』には、友人たちの署名が延々と続く結婚契約の様子が描かれている。公証人は契約書に署名すべき人がたくさんいることを喜んでいるが、新郎の友人はあまりの長さにうんざりしている。⁽¹⁵⁾ 結婚契約がこのように大々的におこなわれたのは、キャリアの階段をのぼり、資産を増やすための主要な戦略である結婚が成功したことを広く世間に示すためである。

結婚マニュアルによると、結婚契約にあたって、未来の夫婦は次の四つのうちどの制度で結婚するかを選択しなければならない。①共通財産制：夫婦の財産の大部分は世襲財産の形成のために結合され、その管理権、処分権は夫に属する。妻の固有の財産も管理権は夫に属し、収益も夫に属する。②嫁資制：妻の財産は持参金からなるものと、持参金とは別に妻が署名した財産がある。管理権は夫にあるが、処分権はない。③共通財産排除制：妻は夫に財産の管理と所有をゆだねる。④財産分割方式：夫婦それぞれが固有の財産の管理、収益、処分権を持つ。世襲財産はそれぞれの固有の財産からの収益の一部からのみ形成される。結婚マニュアル本の著者は、「それぞれの方式のどれが好ましいかは意見がわかれているが、…家族の利益だけに目をむければ、後得財産に限定された共有財産制が好ましい」と述べている。結婚契約をつくらない場合には、法定上の共有財産方式の規定にしたがうことになっていた。結婚契約には2人の公証人、あるいは1人の公証人と2人の証人の署名が必要であり、挙式後は変更できないものとされた。⁽¹⁶⁾

女性誌『フェミナ』に1910年10月1日に掲載された論説記事から、結婚が決意されるに至る具体的な経緯を紹介しよう。設定は44歳になったばかりの母親のド・モンティエ夫人である。1889年に結婚している。彼女の結婚は財産と身分、地位、愛情など全ての整った状況で成立する。父親は著名な公証人の息子で、共和主義の元上院議員である。夫となるド・モンティエ

(12) Baronne Staffé, *La femme dans la famille: La fille, l'épouse, la mère*, Frammarion, vers 1900, p. 87.

(13) ピーター・ゲイ著、田中祐介訳『シュニッツラーの世紀——中流文化の成立 1815-1914』岩波書店、2004年、48頁。

(14) Michel Winock, *op.cit.*, p. 129.

(15) GYP, *Autour du mariage*, Calmann Lévy, 1884, pp. 1-15.

(16) Isaure-Toulouse, *Manuel pratique du mariage, du divorce, de la séparation de corps et de la séparation de biens*, Beaugency, 1894, pp.9-10, 27; Anne Martin-Fugier, *op.cit.*, pp. 68, 69.

エ氏は士官である。ド・モンティエ家は友人や行きつけ商人たちから男爵の称号を認められる。財産の計算においては、ド・モンティエ氏は、年に平均 15,000 フランを得ており、父親たちから約 10,000 リーブルの年金を引き継いでいたので、総額からみて、結婚時期であると判断する。夫人はいわゆる「あらゆる条件の整った娘」であった。300,000 フランの持参金と夫人の父親の死による遺産が、彼に大きな増収をもたらした。ド・モンティエ家の家計は順調で、⁽¹⁸⁾ 幸福な仲むつまじい世帯である。

もっとも、この記事が書かれたころには、結婚の条件交渉が現実には機能しなくなる状況が生まれていた。1910 年 11 月 1 日付『フェミナ』に掲載された 19 歳のポーレットの場合である。彼女も母親と同様に 300,000 フランの持参金を与えられるが、これは両親に大きな犠牲を強いることになった。この論説の著者は、娘を結婚させるのは簡単ではない状況になっていたと述べている。両親はこの持参金のために、パリの高価になりすぎた賃貸アパートマンと自動車をあきらめ、安い田舎に滞在する。それにもかかわらず、この持参金では十分ではない。つまり 300,000 フランの 3% はまずまずの価値の利息であるが、9,000 リーブルの年金でしかない。かろうじて小さな自動車の値段であり、うまくいけば運転手を雇い、タイヤを点検できる。それでも自動車が生活のすべてではないので、夫が残りを供給しなければならない。家柄にも、職業にも、身体にも、道徳にも譲歩しないで、少なくとも 30,000 リーブルの年金のある人を見つけるとは不可能である。それでもポーレットは、これらの一つを、あるいはすべてを譲歩して、結婚することになるだろう。「どうでもいいのだ、なぜならば、そのことを彼女自身には告げないのだから」と書かれている。⁽¹⁹⁾

これらの例はかなり裕福な家庭の場合であるが、もっと貧しい家庭においても、結婚に際して、同様に財産の計算がおこなわれている。1897 年に初演されたブリュウの戯曲『デュボン氏の 3 人の娘』に登場する娘ジュリーの持参金額は、25,000 フランか 30,000 フランなので、上記の例の約 10 分の 1 である。この家族の場合も、お互いの両親が、どの制度で結婚するか、あるいは死亡したとき、親のもとに財産がもどってくるかなど、様々な条件を探りあい、だましながら結婚契約を結んでいる。⁽²⁰⁾

以上のような結婚はいわゆる「理性的あるいは打算的結婚」と呼ばれるものである。世代により、また財産の多少により、内容に違いはあったとはいえ、結婚がブルジョワ階級の娘にとって有無を言わせない絶対的なものであったことには変わりがない。世紀末から第一次大戦にかけて、最も人気のあった礼儀作法書の著者であるスタッフ男爵夫人は、「娘は結婚に運命づけられている。ですから…」と断言する。⁽²¹⁾ つまりあらゆる行動は結婚に向かってすすめられな

(17) フランとリーブルの単位は同じ。年金の場合にリーブルになる。

(18) François de Nions, “Les Chroniques de femina. La Mère: M^{me} de Montiers”, *Femina*, 1 octobre 1910.

(19) François de Nion, “Les Chroniques de femina. La Fille: Paulette”, *Femina*, 1 novembre 1910.

(20) Eugène Brieux, *Les Trois Filles de M. Dupont*, 3^e éd., P.-V. Stock, 1910.

(21) Baronne Staffe, *op. cit.*, p. 69.

ればならなかった。母親たちは、脅迫観念にとりつかれたように、娘を結婚させるために走り回っていた。大司教ボロ・プロトノテールはその様子を次のように表現する。「夫になりそうな男を、野うさぎや鹿のように、獵犬を使い、騎馬で狩猟するというなげかわしい光景を見る。つまり代理人、老婦人、職場と家庭の友人という強固な獵犬である」。あるいは娘がサロン、ロビー、ホール、オープニングパーティ、舞踏会に絶えず行ったり来たりしてチャンスをねらっていることを形容して、「まるで、住所の間違った郵便小包が行き先をむなしく探しているようだ。…奇妙でしかない」と皮肉る。彼はまた、男たちが妻に望んでいるものは、共同の生活と会話、家の中が整理され、秩序、静かさ、時間が守られていること、男の経済状況にあった行動、子どもに対する責任であり、未来を考えて結婚する若者は、このような結婚の策略にはまることはない、と忠告している⁽²²⁾。

1911年6月付『フェミナ』の論説「母親たちは言う」には、娘に結婚を強いる母親たちの意識が次のように描かれている。「今あなたは17歳です。あなたの唯一の目的、一生でたった1つの目的、それは結婚です。叔母のルーズ、いとこのユージェニーも同じでした。彼女たちはみな、それぞれの番でそのことしか考えず、それ以外は望まず結婚しました。あなたも同じことになるでしょう。他の考えに気をそらせてはいけません、他の計画に身をゆだねてはいけません、決して他のことに夢中になってはなりません。…結婚は必要です、それがすべてです。…娘よ、あなたは結婚すべきです！ 夫をみつけなければなりません、何をおいても！」そして、両親が犠牲になって持参金をつくったのは、娘の結婚のためであり、教育は夫を征服するために必要だからであり、結婚せずに未婚のまま年をとることは、ひどい屈辱であるとする。この論説の著者は、10,000人のうち、9,999人の母親がこのような話を娘にしていると述べている⁽²³⁾。

一方娘たち自身は、結婚だけが目的であり、終着点であると教えられていたので、結婚後の生活を検討することなく、目的に向かって進んだ。結婚契約締結にあたって、娘自身がその条件を検討したり、内容を知らされることはなかった。例えば、戯曲『結婚をめぐる』の主人公であるポーレットは、「結婚契約は私にとってそんなに重要じゃない」と考えている⁽²⁴⁾。『イリュストラシオン』紙が1890年7月に特集したアンケート「あなた方はなぜ結婚しましたか？」という質問に、既婚女性たちは何も考えずに結婚したことを告白している。「私は聖書の掟にしたがって結婚しました。多くの娘と同じように」「私は単なる好奇心で結婚した」「祖母や母と同じようにするために」「年下の女友達が結婚を告げに来た。私は少し恥ずかしかったので、自分も結婚する予定であると答えた。私はそれを否定しなくなかったので、遊び友達の申し出にとびついた」等々である。また、厳しい監視下で行動が制限され、結婚についての真実を教えられることのなかった娘たちの目には、家族をとりしきる既婚のブルジョワ女性の生活は、自由を謳歌しているようにみえたため、既婚女性となることにあこがれる娘たちも多かった。例えば、ある女性は次のように答えている。「私は結婚が解放であると本気で信じていました。

(22) Monseigneur Bolo Protonotaire, "Les Jeunes filles à marier", *Femina* 15 juin 1911.

(23) Matilde Sérao, "Ce que disent les Mères", *Femina*, 1 juin 1911.

(24) GYP, *Autour du mariage*, p. 17.

私は、自由になるために結婚しました。額に純白の花やオレンジの実を巻きつけて飾る娘たちの特権を数えていました。自分の家を持つ、1人で出かける、訪問を受ける、訪問する、帽子に羽飾り、肩にカシミアのショールをつける、隠されていた本を読み、禁止されていた芝居を見に行き、楽しい新婚旅行をし、舞踏会に行く、そして既婚女性となる」。しかし、彼女は結婚後に、「私は、結局、秘密にされていたことが醜悪さに満ちていることを知りました」と自由への望みが幻想であったことを嘆くことになるのである⁽²⁵⁾。

スタッフ男爵夫人は、このような娘たちの実情を指摘して、それを改善しなければならない、つまり娘たち自身に、結婚に当たって大切なことを知らせるべきであると考えている。「娘の多くは独立と楽しみの生活にむかっていると信じており、状況と立場を変えるため、つまり自由を獲得するために結婚したのである。…結婚を考える際には、少なくとも、最も重要な義務に向かっていることを知る必要がある」。あるいはまた、「多くの娘は両親と同様に、社会的な立場と財産によって相手を選んでいる。…彼女たちは、女の使命を教えられても、愛のなかに、愛のなかだけにある、男と女の神聖な結合という理想を与えられてもいないからである」と述べている⁽²⁶⁾。

2 「老嬢」と呼ばれる女性たち

前節で述べたように、ブルジョワの娘たちは結婚を強制されていた。とはいえ持参金がなかったり、運が悪かったりして結婚することができなかった女性がいなかったわけではない。1891年には、750万人の既婚女性に対して266万2,170人の未婚の成人女性がいた、つまり4分の1が独身であった⁽²⁷⁾。また1896年には50歳以上の女性の12パーセントに夫がいなかったとされている。その中には未亡人と約20万人の修道女が含まれるが、それ以外は「老嬢 (vieille fille)」と呼ばれた未婚の女性たちである。ちなみに25歳をすぎて夫がいなければ「老嬢」と呼ばれた⁽²⁸⁾。このような未婚女性たちは両親が亡くなった後、兄弟にひきとられ、そこで召使の役割をひきうけて献身することになる場合が多かった。それにもかかわらず、「エゴイストで無用の存在」「独身でいることに幸福を感じる女性たちがいるとしても、その幸福は長続きしない⁽²⁹⁾」と思われていた。彼女たちは息を潜めて生活し、時には不道德な「自由な女性」とみられることにもなった⁽³⁰⁾。

実際には、「老嬢」の数が何人なのか、よくわからなかったにもかかわらず、その存在は社会問題にまでなっていた。『フェミナ』の「老嬢について考えること：私は知りたい」という

(25) *L'Illustration*, n° 2473, 19 juillet 1890.

(26) Baronne Staffe, *op.cit.*, pp. 81, 84, 85.

(27) Anne Martin-Fugier, *op.cit.*, p. 47.

(28) Michel Winock, *op.cit.*, p. 158.

(29) *L'Illustration*, n° 2474, 26 juillet 1890.

(30) Marie et Jacques Gimard, *Au temps de nos grands-mères: Mémoire des femmes au début du siècle*, le Pré aux Clercs, 1998, p. 84.

論説には、次のように書かれている。統計は大切なこと、つまり「老嬢」の数が何人いるか、「老嬢」のおおよその年齢が何歳なのか、「老嬢」は長生きなのか短命なのか、夫のいないこと、愛のないことが、寿命を短くするほど悲しいことなのか、他人を愛したまま死ぬのか、これらを教えるはくれない。それでも、フランスでは「老嬢」の数は増加している。その中には自分から望んで「老嬢」になった新しい人びともいるが、多くは、望まずして「老嬢」になった。信仰、思想、使命のために生きる人がいるとしても、施設、組織、職、仕事、用事、任務をみつめることのできる「老嬢」は限りなく少数であり、大多数は家にいる。彼女たちは、学校にも、工場にも、修道院にも、実験室にも迎えられず、孤独の中にいる。病気の父親に寄り添う娘、義務で兄弟に受け入れられる姉妹、甥や姪の世話をする叔母、あるいは友人の看護人となる。それにもかかわらず、長生きし、年寄りになり、死ぬまで献身的な召使のままである。では、彼女たちが生きる支えは何か、その秘密は何か⁽³¹⁾。これに続く論説「老嬢について考えること：彼女の秘密」には、「老嬢」の愛と道徳の秘密は愛他主義である。愛他主義とは、純粋で謙虚な喜びであり、英雄でもあり、また殉教者でもあると書かれている⁽³²⁾。

このように、ここでは英雄であると持ち上げているとはいえ、「老嬢」のイメージは明るいものではない。社会が年を取った未婚の女性を見る目は厳しかった。『フェミナ』には自分の娘が「老嬢」になる恐怖が次のように書かれている。「決して老嬢で残ってはいけません。おかしな者、グロテスクな存在、男のからかいの的、女の冷笑の的ではなりません。つまり、誰にも愛されなかった女、誰も欲しがらなかった女、誰にも求められなかった女です。愛される前に棄てられた女、何者でもない、取るに足りない女です。要するに社会の屑です、ええ屑です。…もしあなたがそんなことになったら、私は苦痛で死んでしまうでしょう。お父様は命を短くされるでしょう。親戚や友人はあなたから離れるでしょう。あなたは、家族もなく、愛もなく、支えもなく、希望もなく1人になります⁽³³⁾」。

勿論、独身の男性がいなかったわけではなく、一つの家族に1人ぐらい、いわゆる「家族のばかもの」と形容される男がいた⁽³⁴⁾。しかし、彼らにとっては、結婚以外に仕事という目的があったので、孤独が問題になることはなかった。一方、ブルジョワの娘に対しては、所属する階層から脱落せずにできる仕事は唯一教師ぐらいしかなく、十分な遺産のないブルジョワ女性が1人で生きていく手段はほとんど存在しなかった。娘や母親が是が非でも結婚を望んだのはそのためでもある。

しかし、「老嬢」の存在が意識されるのにもなって、結婚できなかった場合の女性の生き方が検討されるようになっていた。例えば、1901年に出版された女子のための教科書には、「老嬢」になった場合の心構えが書かれている。「両親のそばで年を取り、彼らがいなくなった後に、生涯1人であることに気づく人たちがいる。老嬢と呼ばれる女性たちである。生徒のみ

(31) Matilde S rao, "M ditation sur la vieille fille.Nous voudrions savoir", *Femina*, 15 juin 1911.

(32) Matilde S rao, "M ditation sur la vieille fille. Son Secret", *Femina*, 1 juillet 1911.

(33) Matilde S rao, "Ce que disent les M res", *Femina*, 1 juin 1911.

(34) Michel Winock, *op.cit.*, p. 129.

なさん、あなたたちがいつか老嬢にならないと確信できますか。もし成り行きであなたの生活がこうなってしまったとしても、1人だからといってエゴイストになる権利を持っているのではないということを忘れないでください。親切、献身、慈善、他者への愛の義務は普遍です。あなたはやさしい姉妹の役割を果たすことになるでしょう。不幸な人々によりそって活動する、好意に満ちた慈悲深い姉妹です。…家族のない女性は、苦しむ人々のために自分の心のすべてを与えることができます⁽³⁵⁾」。

また、「老嬢」という否定的イメージを取り払い、結婚しないで生きることを肯定的にとらえる考えもでてくる。1908年3月『フェミナ』に掲載された「理想の女性像」の優勝論文には、次のような意見が述べられている。「フランソワーズは、結婚したがっているし、あまり結婚が遅くなることを望んでいません。しかし、結婚の機会がなく、結婚しないことになったら、そうですね。彼女は、やむを得ないことであると受け入れるでしょう。彼女はどうかして1人で生活していくのに必要なものを常に準備しています。彼女は働き者で、陽気な魅力的な老嬢になるでしょう⁽³⁶⁾」。また、10,000人のうち1人の母親の意見としてではあるが、次のような意見も述べられている。「あなたは、おそらく夫を見つけるでしょう。しかし、みつけないということもあるでしょう、ずっと娘のままにいることもあるでしょう。…愛は常にまれな事柄なのです。あなたは例外などではないのだから、婚約者にも妻にもならなかったことを恥じないこと⁽³⁷⁾です」。

3 離婚の復活をめぐる論争

「はじめに」で述べたように、結婚と離婚についての論争は、1884年の離婚を復活させたナケ法の制立前後から増加している。例えば、演劇の分野では1870年から1884年に至る14年間に、「結婚と離婚」を題材にした芝居の初演が27あり、1884年から1900年の16年間には42の初演があった⁽³⁸⁾。離婚の復活はブルジョワ社会に対してどのような影響をもたらしたのだろうか。

フランス革命以前、結婚は民事契約であると同時に宗教上の制度であり、教会の掟にしたがっていた。とりわけカトリック教徒にとって、結婚は神の定めた秘蹟であり、永遠かつ解消できないものであった。しかし、1789年のフランス革命は国家と教会を分離した。1792年の法律によって「結婚は民事契約でしかない」とされ、はじめて離婚が承認された。1804年のナポレオン民法典においては、結婚が民事契約であるという原則が維持され、市町村の長の前で取り決められた結婚のみが有効であるとされた。離婚は存続したが、その条件はいちじるしく縮

(35) Extrait de L. CH. Chalamet, *Pour le commencement de la classe-filles*, Paris, Librairie Armond Colin, 9^e éd., 1901, dans Marie et Jacques Gimard, *op.cit.*, p. 84.

(36) Hélène Avril, “Le Type idéal de la jeune fille française”, *Femina*, 1 mars, 1908.

(37) Matilde Sérao, “Ce que disent les Mères”, *Femina*, 1 juin 1911.

(38) Jean Elisabeth Pederson, *op.cit.*, p. 44.

小さされた。すなわち、有責離婚における離婚事由は姦通、体刑・名誉刑、暴行・虐待・重大な侮辱のみとされ、心神喪失・狂乱、遺棄などは除かれた。性格の不一致による離婚、破綻離婚は消滅し、協議離婚はいちじるしく厳格な手続きの下にのみ認められた。厳格化された離婚の救済策として、かわりに別居が併設された。その後、カトリックを国教とする王政復古体制(1816年)のもとで、離婚は完全に廃止されていたが、第三共和政下の1884年7月27日、共和主義の政治家であるアルフレッド・ナケによって有責裁判離婚が復活した。ナケ法は、ナポレオン法典にしたがって、配偶者の一方に重大な過誤があった場合にのみ離婚を認めた⁽³⁹⁾。ナケ法成立にあたっての議会での論争は加熱し、結婚、離婚、別居をテーマにした研究書や論文、結婚契約を結ぶにあたっての実務的な方法を教える本、小説や戯曲などが多数出版された。ナケ法成立後も議論は続き、1904年には、姦通の加害者がその共犯者と結婚することができるようになり、1908年には、別居状態が3年続いた後に自動的に離婚に移行することになる法律が制定された。しかし、「相互の同意」による協議離婚と「配偶者一方からの要請による」離婚は認められなかったため、その後も議論は続いた。

離婚の数は、1884年に1,657件であったが、1900年には7,820件に、1904年には10,850件になった。「相互の同意による離婚」は認められていなかったが、現実には有責事由である虐待、侮辱を拡大解釈し、当事者同士が暗黙の了解の上、どちらかの過誤をつくりだす方法によって離婚するものが増加していった。女性作家GYPの『離婚をめぐる』はナケ法制定の2年後、1886年7月に書かれているが、主人公のポーレットが離婚を請求するために本を調べ、弁護士に相談し、離婚事由である虐待あるいは暴力をでっちあげ、離婚にこぎつける様子が描かれている⁽⁴¹⁾。もっとも、離婚の数の増加が人々に衝撃を与えたとはいえ、離婚の件数は長期間にわたり少数のままであった⁽⁴²⁾。世論は離婚に対して拒否反応を示しており、離婚した女性は好ましい社会生活をおくることができなかった。

議会における離婚の支持者の論点は次のようなものである。離婚は別居状態を解消し、新しい家族をつくることで、婚外出産を防ぎ、不貞の子どもを減らすことになる。男女の結合は永遠性ではなく愛情にもとづくものであり、愛がなければ別れなければならない。また、民法典によって規定されている結婚の義務、すなわち212条「夫婦は互いに貞節で、助け合わなければならない」、213条「夫は妻を保護し、妻は夫に服従しなければならない」、214条「妻は夫とともに生活し、夫が決めた住居がどこであってもしたがわなければならない。夫は妻を受け入れ、能力と状況に応じて生活に必要なものを提供しなければならない」、これらは、別居によってすでに壊れている。女性は結婚を解消することによって自由を取戻し、新しい結婚に

(39) 稲本洋之助『フランスの家族法』東京大学出版会、1985年、35頁；ミレイユ・デルマ＝マルティ著、有地亨訳『結婚と離婚——フランス婚姻法入門』白水社、1974年、70-74頁。

(40) E.g. Henri Coulon, *Manual-formulaire du divorce et de la séparation de corps: contenant les lois des 27 juillet 1884 et 20 avril 1889*, Marchal & Billard, 1891; Isaure-Toulouse, *op.cit.*

(41) GYP, *Autour du divorce*, Calmann Lévy, 44^e ed., 1897.

(42) 1903年の離婚の割合は、結婚数が約30万組に対して1万組であった。Michel Winock, *op.cit.*, p. 130.

よる幸福を求めることができるようになるだろう。幸福な子どものためには幸福な両親が必要である。とはいえ、子供のために新しい家庭をつくるということが前提であり、1人で子どもを育てるということではない。

一方、反対者は次のように言う。離婚によって、元の夫婦、夫の新しい夫婦、妻の新しい夫婦、それぞれの子どもたちが生じることになり、混乱がおきる。また夫が妻を棄てることになるとかもしれないので、女性にとって危険である。女性の多くはカトリックを信じているので離婚を求めないであろう。さらに、親は子どもに対する義務があり犠牲になるべきである。⁽⁴³⁾

議会の外においても、文筆家たちによって、離婚についての議論がまきおこっている。劇作家のポール・ブルジュエは、離婚法によって結婚が完全に崩壊するであろうと予言し、『離婚』(1903年)と題する劇を書き、その中に、再婚し悔恨にとらわれているキリスト教徒の女性と、物質主義で自由主義の善良な男である再婚相手の夫と、母親にひきとられ、育ての父によって個人主義になっていった最初の夫の息子という3者の間の悲痛な闘争を描いている。また、同様に劇作家のポールとヴィクトル・マルグリットは、「相互の同意と配偶者一方からの要請による離婚」を求めるキャンペーンを開始し、1900年12月、『フィガロ』に公開書簡を送る。1902年10月には賛同する議員を通じて請願書を下院に提出、1902年11月には『離婚の拡大』と題するパンフレットを出版している。⁽⁴⁴⁾ 彼らは次のように述べる。「自由に同意でき、自由に解消することのできる結合である結婚に、現状の離婚のせいで危険にさらされている尊厳を取戻すこと。また自由の行使は、法の本質そのものとしても、また人間の最も正当な願望としても、譲ることのできないものであり、それを個人に取戻すこと。これが共和主義の下院議会がなすべきことである⁽⁴⁵⁾」。政治学者ジョルジュ・フォンセグリヴは、「真に結婚の尊厳を守るためには、ユニオンリーブル事実婚に移行しなければならない。…未来はおそらく、ユニオンリーブル事実婚の名の下での新しいポリガミーの形に、最終的には結婚制度の解体に至るだろう」と論じる。⁽⁴⁶⁾ 後の社会党党首レオン・ブルムは、1907年に、『結婚について』というエッセイを書き、男と女はももとはポリガミーであり、ある段階に達するとモノガミーに移行し完成するという論をたて、結婚前の性体験を男性と同様に女性にも認めるべきであるとして、激しい非難をあびている。⁽⁴⁷⁾

『フェミナ』は、1904年10月から11月にかけて、ポール・ブルジュエとマルグリット兄弟の意見を掲載したうえで、どちらに賛成かを読者に問うている。ブルジュエは伝統的、宗教的、権威主義的フランスを支持しており、マルグリット兄弟の意見は革命的、世俗的、平等主義的フランスを代表する。『フェミナ』の読者は、ブルジュエに1,557票、マルグリット兄弟に1,505票の賛成票を与えている。マルグリット兄弟は自分たちを応援する女性たちの数が増加しつつ

(43) Véronique Antomarch, *op.cit.*, pp. 11, 27-50.

(44) Paul et Victor Marguerite, *Quelques idées*, Plon, 1905, pp. 29-33, 87-135.

(45) *Ibid.*, p. 92.

(46) Gerge Fonsegrive, *Mariage et union libre*, Plon, 1904, pp. 2,6.

(47) Léon Blum, *Du mariage*, *L'Œuvre de Léon Blum 1905-1914*, A. Michel, 1962 (邦訳: 福永永治、新関嶽雄訳『結婚について』ダヴィッド社、1951年)。

あるとして評価しているが、⁽⁴⁸⁾票がほぼ均衡していることは、伝統的かつ宗教的なフランスの家族を棄てることに対するブルジョワ女性たちの抵抗が大きかった、ということであるだろう。

また、『フェミナ』は、離婚法について、『「愛」という言葉と民法典』と題する次のような論説を掲載している。1904年12月に創設された民法改正委員会のメンバーに、政治家、法律家だけでなく、3人の作家が加わっていたことが騒ぎを引き起こしている。騒ぎの発端は、そのうちの1人であるポール・エルヴェーが民法に規定された結婚の義務である「貞節」と「服従」に「愛」を付け加えることが望ましいと宣言したことにある。この論説の著者は「愛」という言葉に力をこめて次のように問題を提起する。「彼は驚くべき追加を提案した。それはたった一つの言葉である。しかしなんとすごい言葉であることか！ 支配権をひっくりかえし、世界を一変し、おそろしい戦いと惨劇を引き起こす言葉、永遠のわざわいと喜びの源である言葉、この5文字、すなわち『愛 (Amour)』」。これに対して、作家、弁護士、画家などの著名な女性たちの、次のような意見が挙げられている。「ポール・エルヴェーは、…法律家としてよりは、道徳思想家として活動をやり遂げたのである」、「ポール・エルヴェーの提案は文学と感情の領域にあるもので、法律の領域にあるものではない」「愛は決して義務ではない」。彼女たちは、エルヴェーの意図は、愛を結婚の本質的条件にすることを利用して、「相互の同意による離婚」の禁止を改正することであると述べている。⁽⁴⁹⁾すなわち女性たちにとっても、愛は最も重要なものであったが、しかし愛のような感情を法律で強制できるとは考えない。そもそも彼女たちの結婚生活は、法律に規定されるというよりは、風習に左右されていた。

さらに、1908年のポール・ブルジェの『離婚』の上演の際にも、次のような論評が掲載されている。ブルジェはこの崩壊と風俗壊乱の原因は離婚であると独断的に結論しているが、このような状況は普通によくあることであり、離婚とは関係がない。道徳的、宗教的、社会的な難しい論争が戦わされてはいるが、作者の意図に反して、あるいは作者が気づかずに、この芝居を支配し、目には見えないが運命的な力を持っているのは愛である。このように、この記事においても愛という言葉がキーワードとして使われている。⁽⁵⁰⁾

以上のように、離婚を復活させたナケ法の成立とその改正をめざす議論は、議会からブルジョワ社会全体に広がっていき、フランス人の結婚と家族の概念、個人の権利、ナショナルアイデンティティとは何かなどの議論をひきおこしていった。ブルジョワ女性たち自身も家族とは何か、結婚とは何かを考え始め、カトリックの規範にもとづく伝統的な結婚概念と革命を経たブルジョワ女性としての自由主義的な考えにもとづく結婚のどちらを選択するか、あるいは両者をいかにして結合させるかを模索していた。その時、鍵となる言葉は「愛」であった。

(48) Paul et Victor Marguerite, *op.cit.*, pp. 21,185-190.

(49) “Le Mot ‘Amour’ et le Code Civil”, *Femina*, 15 avril 1905.

(50) M^{me} Catulle Mendès “A propos de *Un Divorce*”, *Femina*, 15 février 1908.

4 「愛」のある新しい結婚を求めて

民法の規定があるからといって、すべての夫婦の間で保護と服従の義務が守られていたわけではない。また、必ずしも金銭的な契約による結婚がうまく機能していたわけではない。実際の個々のプライベートな生活はそれぞれであり、どのような結婚が好ましいかについても様々である。例えば1890年4月19日付の『イリュストラシオン』紙のアンケートには、「夫は妻を監督しなければならないか、それとも好きなようにさせるべきか？ 妻は夫に命令すべきか服従すべきか？」という質問がされている。それに対して、結婚には愛情と信頼以外の関係があってはならないので、すべての権力を共有するべきであるという意見、逆に妻は夫にしたがうべきであり、民法典は正しいとする意見、結婚に絶対的な規則はなく夫婦それぞれの状況によるとするものなど、様々な答えが掲載されている。また結婚の形態も理性的結婚一つだけではなく、恋愛結婚、理性的結婚、金銭目当ての結婚のうち、どれが好ましいかといった考察がされている。例えば、「恋愛結婚では妻は服従し、理性的結婚では権威は分割され、金銭目当ての結婚では妻が命令する」と分析されている⁽⁵¹⁾。また、ある投稿者は、恋愛結婚を「合流し、花の咲く岸の間を共に流れる大河と川」に、理性的結婚を「良い仲間としてまざりあう水とワイン」に、金銭目当ての結婚を「まざるためには塩、つまり金がある油と酢」に譬えている⁽⁵²⁾。

いくつかの結婚形態のうち、女性たちが選んだのは恋愛結婚である。『フェミナ』は、1906年1月15日、「真の幸福はどこにあるのか？ 恋愛結婚、独身、寡婦、理性的結婚、金銭結婚のどれか？」と読者に問いかけ、それに対して 8,878 通の回答を得、そのうち恋愛結婚が 6,309 通、独身が 603 通、寡婦が 1 通あり、金銭目当ての結婚が一つもなく、1,965 通がその他あるいは幸福はどこにもないという結果であったと述べている⁽⁵³⁾。これを見ると、現実におこなわれている結婚がどうであれ、女性たちの望みは恋愛結婚であったことがわかる。スタッフ男爵夫人も、夫婦には愛が重要であり、愛こそが夫婦を結びつけるものであるとする。しかしまた、現実には結婚が金銭や階層、社会的立場によって決められ、愛がないこともあると指摘する。彼女は、そのような場合には愛をつくりださなければならないとし、その責任は妻の側にあると言う。「生活をともにする時、男と女の間には愛が存在することを望まなければなりません。とはいえ、どちらかに、時には両方に愛が欠けていることもあります。これは重大です。しかし結婚後に、2人の心に愛が生まれることになるでしょう。そして、すべてを救うのが若妻であることが最も多いのです。…あなたは、愛されていない、あるいはほとんど愛されていないことに気づくかもしれません。持参金のための結婚、家族間の同盟によってひきだされる利益のための結婚であったことがわかります。ですが自分自身を愛しているならば、何も失望することはありません。あなたが閉じた心を開くでしょう」⁽⁵⁴⁾。

(51) *L'Illustration*, n° 2460, 19 avril 1890.

(52) *L'Illustration*, n° 2479, 30 août 1890.

(53) Jarrige (Le Gérant), "Notre Concours du bonheur", *Femina*, 15 janvier 1906.

(54) Baronne Staffe, *op. cit.*, pp. 112-113.

離婚が再開されて四半世紀が経過し、別居から離婚への移行が簡単になった1908年ごろ、結婚に対して、女性たちが共感をもってイメージする言葉は、「愛」という感情に訴える言葉である。では、具体的に、想定される「愛ある結婚生活」とはどのようなものであるのか。ブルジョワ女性から絶大な人気をもち、彼女たちの風習に大きな影響を与えた心理小説家、マルセル・プレヴォは「理想の女性」を次のように描写する。「たしかに彼女は、妻となり、母となり、完璧な主婦になるだろう。けれども、それらの義務を果たすことのほかに、自分のために、自分自身を失わずにいること、『自分の人生を生きる』ことを望むだろう⁽⁵⁵⁾。また、『フェミナ』のある読者は結婚に対する考えが昔と今では異なることを強調する。「昔は、娘の教育は厳しい教えにしがっていた。独立は認められず親の支配下に服従していた。その結果、子供は解放されるために、できるだけ早く結婚するという願望しかもたなかった。現在は違う。…娘は母親の協力者となった。…娘たちは、夫に両親と同じくらいの愛情と親密さと喜びを見出すことができると確信できる時にしか、両親のもとを離れない。夫の傍らに居るのは、真の仲間、真の協力者、『朋友』である。…これが今日結婚に求められていることです」⁽⁵⁶⁾。

娘たち自身も、「白馬の騎士」の登場にあこがれるのではなく、もっと現実的な恋愛結婚のヴィジョンを持ち始める。「私たちはもう甲冑の中で輝く理想の騎士を待たない。…ロマンチックなヒロイズムにはもう熱狂しない。騎士はやって来ないだろうということを予め知っているのだから。私たちは、それとは違う幸福、確かに輝きは少ないが、手に入れやすいもの考える。…夫婦生活は、常軌を逸した贅沢ではなく、やさしさ、知性、努力の結びつきとなるだろう。あらゆる領域、つまり芸術、文学、財政、産業において、成功のための競争は日々厳しくなっており、妻が闘いに加わり、夫のそばで共に闘うという役割がますます必要になってきているように見える。妻は夫にとっての仲間、協力者、同盟者となるだろう」⁽⁵⁷⁾。

1912年11月15日付『フェミナ』に掲載された若い女性弁護士エレーヌ・ミロポロスキーの意見は、この時代のブルジョワ女性の代表的な結婚観であるだろう。「女には、特有の性質、社会的・伝統的役割があるので、突然の急激な変化に陥ることは少ない。…フェミナの読者の3分の1以上が『私たちの夢は結婚である』と率直に答えている、しかし、ほとんど皆が付け加える『女にとって可能な独立を伴った』と。…結婚はあい変わらず娘の目的であり、キャリアである。ただそれが個人の発展と両立しないものであるとは考えていない。無秩序でも反抗でもなく、実際の活動に沿った意識、『新しい精神』である。…いままでのような、家の中の存在という理想はもはや満足いくものではなく、夫の協力者であり仲間となる。フランスの娘は、伝統的で有益な規律を受け入れながら、(解放を)実現したいと考える。傲慢すぎることの多い個人主義と無頓着すぎた束縛との間の幸福な妥協である」⁽⁵⁸⁾。このように、第一次大戦前夜にブルジョワ女性たちが選択したのは、完全な伝統でも進歩でもなく、解放でも束縛で

(55) Marcel Prévost, "La Fluffy Ruffles française. Notre enquête sur la jeune fille", *Femina*, 15 janvier 1908.

(56) M^{me} Mesureur "Le Type idéal de la Jeune fille française", *Femina*, 15 février 1908.

(57) Madeleine, "La jeune fille de... demain", *Femina*, 15 juin 1908.

(58) Hélène Miropolsky, "A quoi rêvent les jeunes filles?", *Femina*, 15 novembre 1912.

もなく、両者の妥協物であった。

しかし、このような妥協は、結局は、「自分の人生を生きる」とは「他人のために役立つことである」という論理につながる。1914年1月1日付の論説は次のように述べる。『『自分の人生を生きる』は他人の役に立つことから始めなければならない。…病人の世話をし、その生活を美しくし、世話をしている人を注意深く見守り、病気の兆候を防ぐことである。…それは幸福の分配者である女性の偉大な特徴である哀れみの心を養うことである」。また、娘たちのスローガンのようなものになっている「自分の人生を生きる」が「他人に対する責任から解放されること」と考えられているのは教育の間違いである。娘たちはこれを美化し、自立し、孤立し、男性を敵にし、モンスターとして見るようになっていと述べている⁽⁵⁹⁾。すなわち、「自分の人生を生きる」ことは良いことであるが、そのことによって女性が自立し、家庭から離れることは間違いである。「自分の人生を生きる」とは「他人のためにつくす」ことでなければならない。夫の協力者、朋友になるということは、結局、夫が外で働くことができる家庭をつくることに他ならない。

5 ブルジョワ女性の幸福：行き着く先は母性。

1910年10月1日から4回にわたって、『フェミナ』に、典型的ブルジョワ女性の4つのタイプについての論説が連載された。編者は女性たちを、母、娘、祖母、叔母として特徴づけることで、結婚、教育、持参金、社交界、日常生活、宗教観などについての違いを際立たせている⁽⁶⁰⁾。またこれら4タイプの女性を「『フェミナ』の読者すべてに関係ある女性たちであり、その中に知り合いの姿をひそかに認めるでしょう」としている。結婚にあたっての財産と持参金についての話はすでに述べたので、ここではこの論説に描かれたその他の事柄について、それぞれの特徴を比較する。

母親のド・モンティエ夫人は平凡で、すべてに関して「ちょうど真ん中くらい」である。モンティエ夫人はパリの貴族的な修道院付属寄宿学校で教育を受けた。信頼のできる芝居を見物するが、小説はあまり好きではない。夕食会の席で、事件やその評価を話し合うことはできる。洗練された礼儀作法を読むことは大切であると考えている。その世代の多くの女性同様に、社交界はあまり好きではない。むしろ、自分と同じ趣味や関心を持つ小さな友人サークルを大切にしている。「招待日」を開くことは苦痛であり、訪問することは不愉快であり、その習慣には心から反発している。しかし譲歩している。自分の娘が近代的な考えを持っていることを喜

(59) Junia, “Jadis & Aujourd’hui”, *Femina*, 1 janvier 1914.

(60) François de Nions, “Les Chroniques de femina. La Mère: M^{me} de Montiers”, *Femina*, 1 octobre 1910; id., “Les Chroniques de femina. La Fille: Paulette”, *Femina*, 1 novembre 1910; id., “Les Chroniques de femina. La Grand’mère”, *Femina*, 15 novembre 1910; id., “Les Chroniques de femina. La Tante”, *Femina*, 15 décembre 1910.

んではいるが、若い女性の唯一の職業、唯一の将来、それは結婚であると確信している。堅実なブルジョワ家族の家計のやりくりを実現しており、デパートで買い物をする時には、よく吟味し、質と値段を決定する。たくさん買い物をするが、急いで済ませます。世帯を完璧に世話しており、できるだけ少ない予算で最上の状態に達し、できるだけ賢く計算して、最高の幸福、エレガンス、豪華さを周囲にふりまく。著者は、「ありふれた日常の世話をとおして、高尚で、純粋な『宗教、善意、道徳の理想』が支配する生活、偉大で簡素なフランス女性としての平凡ではない行為、が表れている」と述べている。

娘のポーレットは魅力的な娘である。家庭で幸福に自由に育てられた。たくさんの授業——フランス語、英語、ドイツ語、歴史、文学、哲学、裁縫、料理、家政学——を受けた。そのためには、いつも外にいななければならないので、家の中のことや家族に少し無関心である。結婚は必要ではあるが、厄介で嫌なことに思っている。それでも彼女は結婚する。両親の選んだ友人とは別に、版画家の娘ロールと知り合い、自分たちの世界とは少し違う世界に驚き、彼女とおしゃべりを通して、ユゴー、ベルレーヌ、アンリ・ド・レニエの詩の本当の精神にめざめる。著者は「それらが妻と母という平凡で穏やかな未来に品格を与えるだろう」と述べている。

祖母のラヴァレ・ペイラード夫人は単調で変化のない生活を代表する第二帝政下の人物である。彼女は自分も物事もかつての祝福された時代から変化していないと思っている。アパルトマンの家具は1867年以来同じである。社交界に対する考えにおいては、「招待日」の習慣を古い友人たちと昔から変わることなく保っている。彼女は、あちらこちらのサロンで際限なく娘たちをデビューさせ、喜劇を演じさせている母親たちの会話についていけない。ゾラを読み仰天し、アカデミーを単純に崇拜する。50年来の劇場の常連であり、同じジャンル同じ内容のものに納得する。著者は「思考は反動的な偏見で少し損なわれているが、やがて消え去り、溶けるように終わる」と書いている。

最後に叔母のチューランジュ夫人は、姉のモンティエ夫人よりずっと若い。結婚の2年後に離婚し、財産と美貌にもかかわらず再婚せずに独身を選択する。彼女には十分な年金がある。ほとんど読書をしないが、劇場にはよく行く。遠くの劇場でポーランド、スラブ、ドイツの芝居を演じていれば、理解できなからうが、真っ先にかけて、熱狂し、称賛し、飽きる。アメリカ、イギリス、あるいはドイツのオペレッタに激しく熱狂し、イギリスの画家の名前を賛美する。また厳しい食事療法に支配され、肉食主義者になり、さらには果物しか食べない。細菌を恐れており、犬の水浴びにまでエヴィアン水を使わせる。著者は「しかし彼女が守る術を持たない細菌がいる。スノップという細菌である」と述べている。

ポーレットとチューランジュ夫人のどちらも、「特急列車に乗っている」、「自動車に乗っている」という表現で、急速に変化する新しい時代の女性を表象している。2人ともゴルフ、テニス、乗馬といったスポーツをやり、自動車、さらには飛行機に興味をもつ。しかし両者の違いも明確である。ポーレットは敬虔であり、宗教的な実践を続け、無料診療所に行き、衣服をくぼり、相談にのり、細菌嫌いの親に育てられたのにもかかわらず、傷に包帯をし、病人を訪問するな

どの慈善家でもある。なによりも結婚を拒否しない。ポーレットがこのような伝統的なフランスブルジョワ女性の良いイメージを保っているのに対して、チューランジュ夫人は逸脱した女、すなわち「新しい女」のイメージである。旅行、競馬、自動車レースに関心をもち、極端なダイエットをおこない、極端に細菌を恐れ、スノップで、そしてなによりも離婚を実践している。

フランスではフェミニストであってさえも「新しい女」に距離をおいていた。1894年のイプセン作「人形の家」のパリ初演はひややかに迎えられた。スカンジナビアのノラは外国の奇妙な現象であり、ラテン的な現象ではないから、自分たちとは関係ないと考えたのである⁽⁶¹⁾。外国の女性とフランス女性との違いを強調して、フランス女性は「良い趣味」や「美的センス」を持っているので、エキセントリックな暴力的な人々の中で我を忘れることはない。エレガンス、気品、調和を維持しているのがフランスの伝統であり、結婚を解消したり、やさしさを欠いたりすることはない。このような意見が、『フェミナ』には何度も掲載されている⁽⁶²⁾。つまり、外国の演劇に熱中し、イギリスのものを手放しに称賛するチューランジュ夫人は、「新しい女」としてやや軽薄に描かれているのである。

四つのタイプの女性を描いた論説の著者は、どの女性が好ましいかについて、何も論評を加えてはいない。しかし、祖母は過去の女性として描かれ、消えていく者という印象を与える。また叔母はこの時代のフランスでは受け入れられなかった「新しい女」のイメージを代表する。それに対して著者は、ド・モンティエ夫人と娘のポーレットには好意的であり、この2人をあべきフランス女性の見本として提起しているように見える。

これまで述べてきたように、ベル・エポックの母親世代は、理性的結婚をしており、自分の娘も同じように結婚することを望んでいた。娘世代は結婚生活の中で「自分の人生を生きる」ことを求めた。しかし、「自分の人生を生きる」ことは「他人のためにつくす」ことになり、現実の結婚という枠内では、家庭内での弱者である「子どものために生きる」ことになる。こうして必然的に、ブルジョワ女性にとっての確実な幸せの要素は、母性に向かうことになった。1906年1月に行われた『フェミナ』の調査と論文コンクールでは、幸福であると感じている約6,300人のうち3,000人は母親としての幸福をあげ、1,500人が慈善をすることの幸福をあげている。「自分の運命に満足すること」「多くを望まないこと」などの意見が掲載され、結局「真の幸福とは、幸福であると信じることであり」という哲学的な回答に1等賞が与えられている⁽⁶³⁾。

また、1907年1月15日に掲載された「男になりたいですか」と問うアンケートの結果は、「いいえ」が4,897票、「はい」が2,301票であったことを報告している。このアンケートをまとめた編者は肯定の答えが多くあるだろうと考えていたと言う。つまり「男は夢を実現できるが女は男によってつくられる。…女には自分の意志や自分個人の価値は何もない」という言葉を何

(61) Mary Luise Roberts, *op.cit.*, p. 22.

(62) “Le Type idéal de la Jeune fille française”, *Femina*, 15 février 1908; Madeleine, “La Jeune fille de... demain”, *Femina*, 15 juin 1908; Hélène Miropolsky “La femme & la tradition”, *Femina*, 15 novembre 1913.

(63) Jarrige (Le Gérant), “Notre Concours du bonheur”, *Femina*, 15 janvier 1906.

度も聞かされてきたからであるという。しかし、結果は多くの人が「母親でいたいから、女でありつづけたい」と答えた。編者は「フェミニストたちの主張にもかかわらず、あるいはその逆に、多くの、とりわけ自分の運命に満足している人々なかに、幸福な人がまだいることを確認した⁽⁶⁴⁾」と述べている。

結論

第三共和政の理念は、個人の権利を追求する平等な社会である。政治は王権にもとづくものでも、納税額にもとづくものでもなくなり、人は法の前で平等になった。結婚は、階級や財産の結合ではなく、共和主義の理念にもとづいた平等な個人と個人の結合でなければならない。なぜならば、離婚が認められる法律ができたことにより、結婚は神との約束ではなく、世俗の民事契約となったからである。一部の男性知識人たちは、個人と個人の愛による結びつきを追求して、ユニオンリーブル事実婚やさらにはポリガミーにいきつく。もちろん、労働者階級におけるユニオンリーブル事実婚の状況は多かったが、それは結婚手続きの複雑さや結婚費用の高さから生じたものであり、ブルジョワの考える究極的愛の理想としてユニオンリーブル事実婚を選択していたのではない。

ブルジョワ女性たちにとっても、理想は規範にしばられない愛のみによる結婚であるが、彼女たちはユニオンリーブル事実婚やポリガミーには向かわず、あくまで法律婚の枠内での愛を求める。自分たち自身も共和主義者であったブルジョワ女性にとって、平等な個人と個人の愛にもとづく結婚は理想であるが、それを追求するあまり、結婚制度自体が崩壊してしまったら、労働者層との違いをどこで示すことができるのか。愛のみによって結びつく結合は不安定でもろいものである。経済力がなく、婚外子を生む可能性もある状況で、既婚女性としての立場がなくなったら、現実には男性よりもずっと厳しいものになるだろう。ブルジョワ女性にとって、既婚女性であるということは、エキセントリックで暴力的な外国生まれの「新しい女」ではないことの証明でもある。

この時代のブルジョワ女性にとって、幸福は結婚にしかなかった。離婚や未婚のままという選択は、まだ提起されたばかりで少数であり、広く受け入れられるには程遠かった。しかし結婚に求めるものは、以前のものとは違い、愛情による結びつき、仲間としての夫である。共和主義の平等な社会とは、階級がなくなるのではなく、社会構造が世襲の階級秩序から実力主義の階級秩序に変わったということである。理論的にはブルジョワ階級は閉鎖的な社会ではなく流動性のある階級であり、階級の指標としての「美的センスや社会的な品格」も、自らの力によって勝ち取らなければならない。しかし、これらはすぐに作りだせるものではなく、結局は、2-3世代にわたる親から子への遺産の継承と結婚による財産と階級の補強が必要であった。加えて、ベル・エポックにおける経済の急激な飛躍的發展は、男性社会における競争の激化を伴っており、結婚の戦略による財産の結合だけを当てにして安堵してられる状況ではな

(64) Henri Duvernois, "Oui! la Femme est Heureuse d'être Femme", *Femina*, 15 janvier 1907.

くなっていた。女子教育の普及や社会進出によって知識を得た娘たちは、受身の結婚ではなく、実際上の役割を果たすことで、自らも家族に貢献することを考えはじめる。つまり夫まかせではなく、夫の仲間、協力者としての妻の役割である。

教育を受けた共和主義者の女性であるからには、「個人として生きる」ことも追及するが、ブルジョワ女性としては、結婚して妻や母親の役割を果たすことによって「美的センスと良い趣味」を示す。これが階層から脱落しないための彼女たちの戦略であり、取りも直さず夫の協力者としての役割を果たすことにつながっていた。この状況において、「自分の人生を生きる」ことは、「他人のために生きる」ことに、さらには「母親の役割を果たす」ことに結びついていった。彼女たちが多くを望まず、女性の権利を声高に主張することにも反対であったのは、自分が犠牲になっても夫と子どもがいる「正しい」家族を演じることこそが、ブルジョワ女性として不可欠であり、またそこに幸せがあると信じていたからである。

結婚の危機によって出現したブルジョワ社会崩壊の不安は、ミロポロスキーの言う「伝統と解放、個人主義と束縛のあいだの幸福な妥協」によってひとまず解決された。しかし、その後、母性に強く結びついていった女性たちの幸福は、結婚以外の「個人としての人生を生きる」ことをますます困難にしていっていったことがわかる。第一次大戦後の1920年に、中絶と避妊が犯罪となる。1922年に、ヴィクトル・マルグリットが良家のブルジョワ娘の逸脱を描いてスキャンダルとなった『ギャルソンヌ』の結末は、結局は結婚によるハッピーエンドである⁽⁶⁵⁾。これらは女性の平等な権利と家族を単位としての結婚制度の矛盾の解決が、いかに困難であったかを物語っている。

フランスでは、現在、多くのカップルが^{ユニオンリーブル}事実婚を選択するようになっている⁽⁶⁶⁾。女性が男性同様に経済力を持ち、若者たちがブルジョワと見られることに拒否反応を示すようになり⁽⁶⁷⁾、「相互の同意」による離婚が認められ、避妊や堕胎が合法化され⁽⁶⁸⁾、愛による結合という共和主義の理想を具体化することができるようになるには、第三共和政の成立から1世紀以上が必要であったといえるだろう。

(65) Victor Marguerite, *La garçonne: roman*, Frammarion, 1922 (邦訳:永井順訳『ガルソンヌ』創元社、1950年)。

(66) 2003年の時点でフランスにおける事実婚のカップルは、カップル全体の15% (450万人)である。中島さおり『パリの女は産んでいる』2005年、ポプラ社、134頁。

(67) 70年代のフランスの大学では、「ブルジョワ」呼ばわりすることは最大の侮辱であった。長谷川イザベル『フランス式結婚、日本式結婚』1998年、中央公論社、199頁。

(68) 妊娠中絶が合法化されるのは1975年である。通称ヴェイユ法。